

【速報】増値税普通発票への 統一社会信用番号の記載の義務化について

2017年5月19日、国家税務総局公布された通知により、企業に対して発行される“増値税普通発票”には、発票を受領する企業の企業名称のみならず、この企業の“統一社会信用番号”もしくは“納税人識別番号”を記載しなければならないこととされました。この通知は2017年7月1日から施行されます。今回は、この通知の意義と企業が採るべき対応について解説します。

1. 対象となる“増値税普通発票”とは

まず、今回の通知の対象とされている発票は“増値税普通発票”となります。そこで、まず“増値税普通発票”がどのような発票であるのかを簡単に説明します。中国では、取引時に発行される発票は、取引の内容に応じて“増値税発票”もしくは“営業税発票”のいずれかとなっています。しかしながら、昨今の「営業税の増値税への一本化政策」により、現在では日常的に目にする発票は基本的には“増値税発票”となっています。実は、この“増値税発票”には、“増値税専用発票”と“増値税普通発票”の二種類があります。“増値税専用発票”は、仕入税額控除や輸出取引の際の増値税還付の前提ともなる発票で、以前から厳格な管理が行われています。一方、“増値税普通発票”は、基本的には支出の証憑としての交付されていることに意義を有しているにすぎません。しかしながら、今回の通知では、交付された“増値税普通発票”に一定の事項（以下、絶対的記載事項とします。）が記載されていない場合には、税務上、支出の証憑としての効果を認めない、というペナルティを科すこととされています。

2. “増値税普通発票”への記載が義務化された事項

これまでも、“増値税普通発票”の発行に当たっては、発票の発行者（取引における売主）の情報については、企業名称や統一社会信用番号（納税人識別番号）、住所、銀行口座情報等、一定の事項の記載が義務付けられていました。これに加えて今回の通知では、発票の受領者（取引における買主）の情報について、企業名称のみならず、統一社会信用番号もしくは納税人識別番号を記載すべきこととされました。

■ “増値税普通発票”の絶対的記載事項

情報	～ 2017年6月30日まで		2017年7月1日から～	
	売主	買主	売主	買主
企業名称	○	○	○	○
統一社会信用番号 (納税人識別番号)	○		○	●
企業住所、等	○		○	
銀行口座情報	○		○	

※ ●が今回の通知により義務付けられた記載事項

統一社会信用番号とは、三証合一の手続き（詳しくは、本レポート2015年12月号をご覧ください。）により工商局より発行された営業許可書に記載されています。三証合一の手続きが行われている企業は、“納税人識別番号”と“統一社会信用番号”とは同一の番号となります。また、まだ三証合一の手続きが行われていない企業の場合には、“納税人識別番号”は、少なくとも自社が発行する発票には記載されていますので、これにより容易に確認することができます。

3. 今回の通知に対して企業が採るべき対応

今回の通知では、絶対的記載事項が記載されていない増値税普通発票については、税務上、支出の証憑としての効果を認めないものとしています。これを簡単かつ具体的に言いますと、買主となる企業が取引により一定の金額を支出し、増値税普通発票を受領していたとしても、この増値税普通発票に買主の統一社会信用番号の記載がない場合には、この企業の企業所得税の計算に当たって、この支出を収入から差し引くことができなくなり、この金額に相応する企業所得税の課税負担が増加する、ということになります。そのため、7月1日以降は、増値税普通発票の発行を受ける場合には、必ず売主（発票発行者）に企業名称とともに統一社会信用番号を提供するとともに、受領した発票にこれが正確に記載されていることを確認する必要があります。

この点に関して、取引先が仕入先や日常的な取引の相手方である場合には、会社の経理担当者を中心としてこの点の確認が徹底されることとなりますので、会社内部での情報共有を行われることで足りるかと考えられます。しかしながら、昨今の営業税の増値税への一本化政策により、飲食店や娯楽店から発行される発票が“増値税普通発票”となっていますが、この発票を申請し受領するのは、日本人駐在員や一般の従業員である場合が多いと考えられます。そのため、業務上、飲食店や娯楽店で会社費用を支出する可能性のある日本人駐在員や一般の従業員には、会社名称と統一社会信用番号が記載

された“発票発行依頼カード”や文書を作成するなどして、規定通りの“増値税普通発票”の発行を受けられるような体制を整える必要があるものといえます。

【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング（税理士法人成和）では、2017年4月より毎月、“ツボを押さえる中国ビジネス基礎講座”と題した無料勉強会の開催を予定しております。6月、7月のテーマは以下の通りとなっております。参加をご希望の方は、下記の連絡先（担当：西澤）までお問い合わせください。

2017年7月26日（水）16:00～17:30 【定員5名】

テーマ : 労務管理の基礎を理解しよう
～ 労働契約と就業規則のポイントについて

2017年8月30日（水）16:00～17:30 【定員5名】

テーマ : 対外取引の基礎を理解しよう
～ 外国との取引における外貨管理と税務のポイントについて

講師 : 上海成和ビジネスコンサルティング 西澤民行

会場 : 上海成和ビジネスコンサルティング 会議室

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>